

# 後志地本通信

2013. 12. 2  
 = 第4号 =  
 自治労北海道  
 後志地方本部  
 〒044-8588  
 倶知安町北1条東2丁目  
 後志総合振興局内  
 TEL 0136-22-6636  
 FAX 0136-21-2105

## 『特定秘密保護法案』を廃案に!!

11月25日〜27日に北海道平和運動フォーラムは、特定秘密保護法案の廃案を求める中央要請・国会前座り込み行動を実施した。自治労北海道からも道内各地の組合員約20名が参加した。(後志地本からも中村書記長が参加)

れがあるばかりか、市民生活、とりわけプライバシーの侵害にも大きな影響を及ぼす公算が強いと言われています。

政府は今臨時国会での成立をもくろみ、政府が指定した秘密の是非を司法がチェックすることを盛り込んだ民主党提出の情報公開法改正案にも配慮しながら並行して審議しているものの、本法案のパブリックコメントや直近の各種世論調査においても反対する国民の声が圧倒的であり、十分な国民理解が得られているとは言い難い状況にあります。特に、法案の内容について

**STOP!!**  
**『特定秘密保護法案』**  
 裏面に道本部声明あります!

「知らない」が大多数を占めていることから、あらためて法案の危険性を広く周知していくことが重要です。

**『特定秘密保護法案』ストップ**

特定秘密保護法案は、防衛・外交など特定秘密を漏らした国家公務員らに対して最高で懲役10年を科して厳罰化をはかるとともに、国民の知る権利や報道の自由を侵害する恐れ

やっちゃったあ〜

上記中央要請行動に参加するため、11月25日午前4時20分に起床。んっ…?からだか…:ダライイぞ? なんと熱が…!! しかし東京へは行かなければならぬので、気合いで新千歳空港まで出発。しかし、東京に着いた段階で熱はさらに上昇!! 1日目の行動には参加せず、病院へ直行です。  
 【ウイルス性胃腸炎】でした。

### ちほんのうごき (12月)

- 2日 (月) ニセコ町職第43回定期大会
- 4日 (水) 真狩村職第44回定期大会  
喜茂別町職第43回定期大会
- 5日 (木) 積丹町職定期大会  
後志平和運動フォーラム執行委員会 (小樽市)
- 6日 (金) 全道庁労連後志総支部定期大会  
島牧村職第38回定期大会  
共和町社協ユニオン第7回定期大会  
12.8 後志平和集会 (倶知安町)
- 9日 (月) 道本部第1回組織強化委員会 (札幌市)  
蘭越町職第53回定期大会
- 11日 (水) 後志平和運動フォーラム第14回定期総会 (小樽市)  
後志平和運動フォーラム後志連絡会定期総会 (小樽市)
- 14日 (土) 核のない世界へ〜秋葉忠利(前広島市長)講演会 (札幌市)

### 道本部2014国民春闘討論集会

とき 2014年1月10日(金)〜11日(土)  
 ところ 1日目 札幌市・自治労会館 13時〜17時30分  
 2日目 京王プラザホテル札幌 9時〜12時  
 ※参加の締め切りは、道本部賃金労働部に12月26日(木)まで

一日静養してお陰で2日目からは行動に合流。午前中は、「国家安全保障に関する特別委員会」を傍聴しました。『特定秘密保護法案』修正案の審議を行っていましたが、審議時間わずか2時間で安倍首相が退席すると、すかさず与党議員(北海道6区選出)が緊急動議!! 強行採決により可決された。あっという間の出来事でした。そして、その日の夜の衆議院本会議においても強行的に可

決され、舞台は参議院へ! 十分な議論もないうまま、数の力による強行採決は暴挙と言わざるを得ません!  
 3日目最終日の午前中は、参議院本会議を傍聴しました。冒頭『特定秘密保護法案』の趣旨説明が行われたが、反対する野党からは一斉にヤジが飛んでおり、ものすごい異様な光景でした。  
 引き続き参議院での成立阻止に向けて行動を強化しましょう!  
 (な)

## 「特定秘密保護法案」強行採決への抗議と成立阻止に向けた声明

1. 政府・与党は11月26日、衆議院国家安全保障に関する特別委員会および衆議院本会議において、特定秘密保護法案を強行採決した。パブリックコメントや各種世論調査で圧倒的多数の国民が反対し、また、前日に福島で開かれた地方公聴会でも与野党各推薦のすべての意見陳述人が反対したにもかかわらず、である。
2. 本法案は、公務員が秘密を漏洩した場合は現行の国家公務員法の5年を超える10年の懲役を科す厳罰化とともに民間人も罰則の対象とするなど、国民の知る権利や言論や表現、報道の自由を侵害する危険性が指摘されていた。また、「行政機関の長」の判断で恣意的に秘密と指定できることから、「外交」・「防衛」に限らず、例えば「TPP」や「原発」に関することなど政府や各省庁に都合の悪い情報が「特定秘密」の名のもとに隠蔽される危険性もあり、この法案のめざす政府・中央省庁への「情報の中央集権化」とも言える姿は、私たちの求める地方分権に逆行するものでもある。
3. さらに、国家公務員に限らず、私たち地方公務員の業務においても中央省庁で指定した「特定秘密」に該当する事項があれば、知らないうちに処罰の対象となりかねないことも懸念される。一方、労働組合としても「スパイやテロ活動防止」の分野を理由として、体制に批判的な集団的示威運動・デモ行進・集会開催などの活動を敵視し、恣意的に秘密を指定して、労働組合運動に間接的に制限を加えてくる危険性も否定できない。
4. こうした危機感から、自治労北海道本部はこの間、「特定秘密保護法案」の廃案を求め、北海道平和運動フォーラムの緊急シンポジウムや街頭抗議行動、また今週25日から27日にかけて行った国会前座り込みや議員・政党要請など国会における院内外での諸取り組みに結集してきた。この国会における取り組みのさなかに、まさに衆議院での強行採決が行われ、また翌27日には参議院で即時提出され、趣旨説明・質疑がなされたのである。
5. 重要なのは、政府与党が、これほど行政や報道の業務のあり方、あるいは国民の「知る権利」という非常に基本的でかつ民主主義国家においてなくてはならない権利を脅かしかねない法案を、12月6日に会期末を迎える今臨時国会の会期内で『数の力』に任せて強硬的に成立させようとしていることである。先の衆議院選挙および参議院選挙での圧勝を背景に、これほどの世論を無視して数の力に頼った強行採決は、民主主義を否定する暴挙にほかならない。
6. 自治労北海道本部は、組織内のあいはいらくみこ・えさきたかし両参議院議員をはじめ、北海道選出の小川勝也・徳永エリ参議院議員とも連携し、中央本部や連合北海道、北海道平和運動フォーラムに結集して、参議院段階における本法案の成立阻止のみならず、人権・民主主義を守るたたかいとして全力を挙げる決意である。